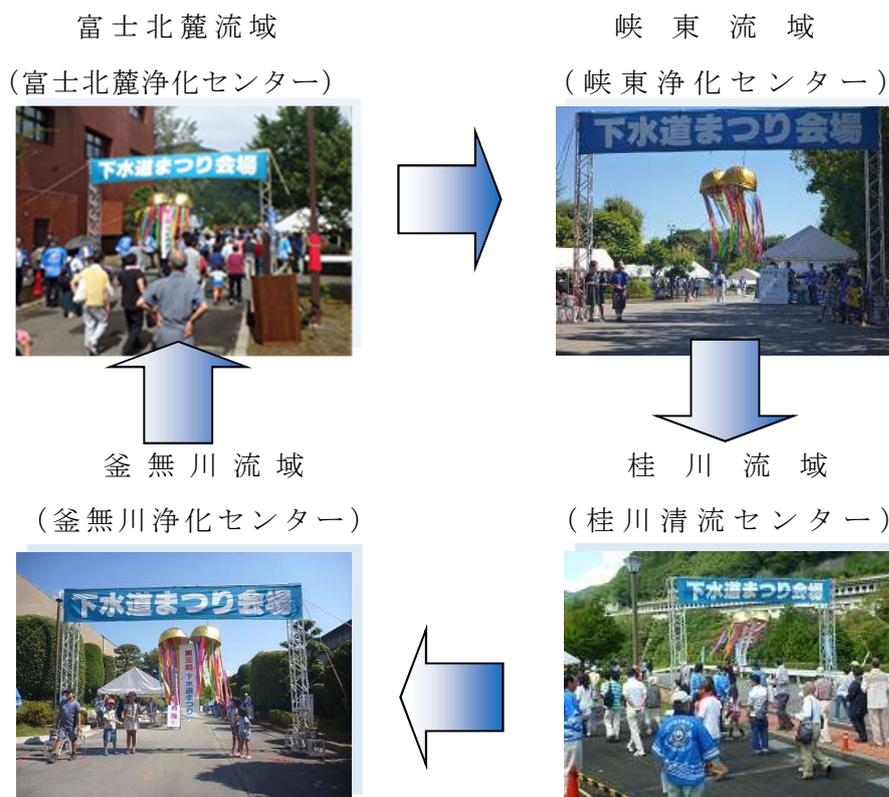


## 6. 下水道の普及啓発

### 6-1 下水道まつり

昭和61年以降、県、（公財）山梨県下水道公社及び各流域下水道推進協議会の主催により、4つの流域において下水道まつりを開催しています。



【図6-1 下水道まつり開催会場実施サイクル】

下水道まつりの実施目的は、地域の住民の方々に対し、下水道事業に対する協力に感謝するとともに、下水道への理解と関心を一層深め、下水道事業の更なる推進の必要性をアピールすることにあります。

開催会場は、4つの流域（浄化センター）の輪番制となっており、毎年多くの方に来場頂いております。

## 6-2 水洗化の促進

下水道における水洗化とは、単に、汲取り便所を水洗便所に改造する事ではなく、各家庭等の台所、風呂など便所以外の生活排水も、下水道に排出することをいいます。

下水道の目的は、生活環境改善・自然環境保全等であり、そのために下水道施設の建設には貴重な財源から多額の投資がなされていますが、これらは下水道を使用して初めて効果があるものです。下水道施設の普及と水洗化は、言わば車の両輪のようなものであり、水洗化についても強力で推進していかなければならない重要な事項なのです。

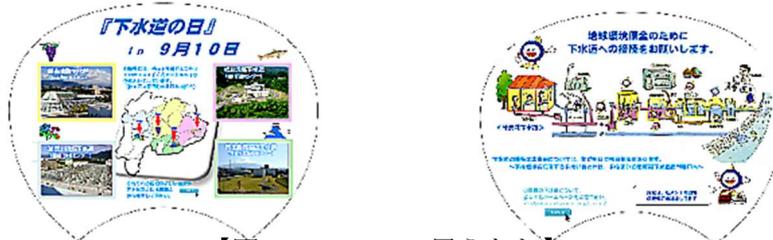
そこで下水道法では、供用開始となった区域の建物の所有者に、汲取り便所については3年以内（下水道法第11条の3）、その他の排水については遅滞なく水洗化しなければならないことを義務付けています。（下水道法第10条）

なお、多くの市町村においては、水洗化に対して利子補給や補助金等の助成制度を制定して、水洗化の促進を図っています。

また、県と市町村では、毎年9月10日の「下水道の日」を中心に街頭PR活動や広報紙、TV等を通じて、水洗化の促進について呼びかけを行っています。



【図6-2 PR活動状況（令和元年9月5日）】



【図6-3 PR用うちわ】

### 豆知識



下水道の日が、なぜ、9月10日なのか？・・・下水道の大きな役割の一つである「雨水の排除」を念頭に、台風シーズンである210日を過ぎた220日（立春から数えて）が適当であるとされたことによるものです。詳しくは下記のHPを見てください。

[http://www.mlit.go.jp/event/sewage/sewage\\_.html](http://www.mlit.go.jp/event/sewage/sewage_.html)

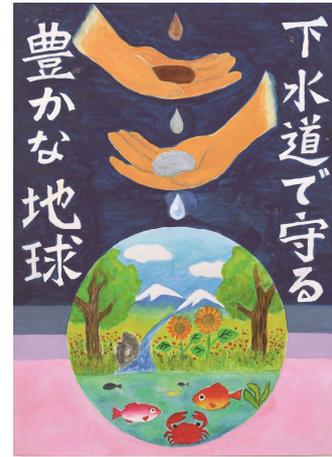
### 6-3 下水道ポスターコンクール

(公財)山梨県下水道公社及び山梨県下水道協会の主催により、県内の小学4～6年生を対象としたポスターコンクールを行っており、優秀作品を表彰しています。

子供達の豊かな感性によって描かれた作品は、作品集をはじめ下水道建設現場の看板やポケットティッシュの図案とし活用され、多くの県民に下水道の大切さを訴えています。



☆平成27年度



☆平成28年度



☆令和元年度



☆平成29年度



☆平成30年度

【図6-4 近年の金賞受賞作品】

#### 豆知識



これまでコンクールにおいて金賞を受賞した作品は、富士北麓浄化センター、峡東浄化センター、釜無川浄化センター及び桂川清流センター内に掲示されています。

#### 6-4 出前教室

(公財)山梨県下水道公社において実施している「出前教室」では、浄化センターに来場できない小学校を対象に、公社職員が小学校を訪問し、下水道のしくみと役割を説明しています。



【図6-5 出前教室実施状況】

#### 6-5 下水道広報プラットフォーム（GKP）

下水道の真の価値を伝えると共に、これからの下水道を皆で考えていく全国ネットワークの構築を目指して、セクターを越えた下水道広報の中核の一つとなる情報交流、連携の母体として「下水道広報プラットフォーム」（事務局（公社）日本下水道協会）を平成24年度に設立し、これまでに様々な活動を展開しており、本県公共団体においても、GKPが企画・監修するマンホール蓋のコレクションアイテムで、マンホール蓋を管理する甲府市、甲斐市、上野原市、中央市とGKPが共同で作成したマンホールカードを発行し、住民等への積極的な広報活動と普及啓発を行っています。



【図6-6 市町村発行のマンホールカード類】

## 7. 市町村の下水道事業

### 7-1 公共下水道事業

公共下水道は、「主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するものあり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗きよである構造のものをいう。」と定義されています。(下水道法第2条第3号)

公共下水道には、流域関連公共下水道事業、単独公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び特定公共下水道事業があります。

本県の公共下水道は、昭和29年に甲府市が初めて事業着手して以来、約20年間は甲府市だけが事業実施自治体でありました。昭和50年度の富士北麓流域下水道事業の事業着手をはじめ、県内4箇所の流域下水道事業の着手にあわせ、流域関連市町村においても下水道事業が実施されています。

また、流域下水道の区域以外の市町村においても、生活環境の改善や湖沼等、貴重な自然環境の保全を目的として、下水道事業が実施されるようになりました。

#### 1) 流域関連公共下水道事業

都道府県が設置・管理する流域下水道につながる公共下水道であり、各市町村が設置し、管理しています。

本県の市町村のうち、流域関連公共下水道事業を行っている市町村は19市町村です。

#### 2) 単独公共下水道事業

市町村が設置、管理する公共下水道のうち、個別の終末処理場を持つ下水道事業をいいます。本県の市町村のうち、単独公共下水道事業を行っている市町村は、甲府市と身延町です。

#### 3) 特定環境保全公共下水道事業

市街化区域以外にある農村部の生活環境の改善、あるいは湖沼等の自然環境の保全を目的として整備される下水道事業です。

本県の市町村のうち、特定環境保全公共下水道事業を行っている市町村は9市町村です。

4) 特定公共下水道事業

主として工場などからの排水を集めて処理する事業です。

本県では、特定公共下水道事業を行っている市町村はありません。

【表7-1 県内の公共下水道事業】

市町村名	種別	処理区名	処理方式	処理施設		都市計画 決定年月日 (当初)	事業認可 年月日 (当初)	供用開始 年月日
				名称	放流先			
富士吉田市	富士北麓流域関連		標準活性汚泥法	富士北麓浄化センター	桂川	S52.2.15	S52.9.26	S61.7.1
	桂川流域関連		標準活性汚泥法	桂川清流センター	桂川		H13.4.9	H17.4.1
忍野村	富士北麓流域関連		標準活性汚泥法	富士北麓浄化センター	桂川	S54.1.17	S54.3.1	S63.4.20
山中湖村	富士北麓流域関連		標準活性汚泥法	富士北麓浄化センター	桂川	S54.1.18	S54.2.22	H1.7.1
富士河口湖町	富士北麓流域関連		標準活性汚泥法	富士北麓浄化センター	桂川	S52.2.23	S52.7.28	S61.7.1
富士北麓流域関連計								
甲府市	峡東流域関連		標準活性汚泥法	峡東浄化センター	笛吹川		S61.11.29	H5.7.1
山梨市	峡東流域関連		標準活性汚泥法	峡東浄化センター	笛吹川	S54.1.30	S54.3.5	H1.7.1
笛吹市	峡東流域関連		標準活性汚泥法	峡東浄化センター	笛吹川	S54.5.21	S54.7.26	H1.7.1
甲州市	峡東流域関連		標準活性汚泥法	峡東浄化センター	笛吹川	S54.1.11	S54.6.11	H1.7.1
峡東流域関連計								
韮崎市	釜無川流域関連		標準活性汚泥法	釜無川浄化センター	富士川水系坪川	S63.11.15	H1.1.9	H8.3.31
南アルプス市	釜無川流域関連		標準活性汚泥法	釜無川浄化センター	富士川水系坪川	S62.1.22	S62.2.16	H5.4.1
甲斐市	釜無川流域関連		標準活性汚泥法	釜無川浄化センター	富士川水系坪川	S62.1.23	S62.2.23	H5.4.1
中央市	釜無川流域関連		標準活性汚泥法	釜無川浄化センター	富士川水系坪川	S63.11.17	S62.2.23	H5.4.1
市川三郷町	釜無川流域関連		標準活性汚泥法	釜無川浄化センター	富士川水系坪川	H4.2.13	H4.2.17	H9.11.1
富士川町	釜無川流域関連		標準活性汚泥法	釜無川浄化センター	富士川水系坪川	S62.11.25	S62.12.10	H5.4.1
昭和町	釜無川流域関連		標準活性汚泥法	釜無川浄化センター	富士川水系坪川	S62.1.23	S62.3.31	H5.4.1
釜無川流域関連計								
都留市	桂川流域関連		標準活性汚泥法	桂川清流センター	桂川	H5.10.18	H6.3.24	H16.4.1
大月市	桂川流域関連		標準活性汚泥法	桂川清流センター	桂川	H5.10.4	H6.3.24	H16.3.31
上野原市	桂川流域関連		標準活性汚泥法	桂川清流センター	桂川	S53.9.5	S54.3.20	H16.4.1
西桂町	桂川流域関連		標準活性汚泥法	桂川清流センター	桂川	H7.1.12	H7.7.17	H16.4.1
桂川流域関連計(富士吉田市含む)								
甲府市	特環単独、公共単独		標準活性汚泥法	甲府市浄化センター	笛吹川	S31.5.4	S29.4.1	S37.8.1
甲州市	特環単独	大和	オキシゲーション法	大和浄化センター	笛吹川水系日川		H7.1.1	H13.4.10
北杜市	特環単独	明野	オキシゲーション法	明野クリーンセンター	富士川水系塩川		H9.3.12	H14.4.1
	特環単独	須玉第一	回分式活性汚泥法	須玉第一浄化センター	富士川水系須玉川		H9.3.10	H14.4.15
	特環単独	清里駅前	嫌気好気ろ床法	清里クリーンセンター	富士川水系小深沢川		S58.9.21	S62.5.1
	特環単独	清里南部	嫌気好気ろ床法	清里南部クリーンセンター	富士川水系中ッ沢川		H4.2.17	H8.4.21
	特環単独	中央	嫌気好気ろ床法	中央クリーンセンター	富士川水系西川		H6.6.21	H11.4.14
	特環単独	長坂	回分式活性汚泥法	長坂浄化センター	富士川水系白井沢宮川		H4.10.30	H8.4.1
	特環単独	小荒間	回分式活性汚泥法	小荒間浄化センター	富士川水系高川		H3.9.11	H8.4.1
	特環単独	日野春	回分式活性汚泥法	日野春浄化センター	富士川水系鳩川		H4.10.30	H12.4.1
	特環単独	大泉	オキシゲーション法	大泉浄化センター	富士川水系泉川		H7.10.17	H12.3.31
	特環単独	武川	オキシゲーション法	武川浄化センター	富士川水系黒沢川		H14.8.26	H19.4.2
	特環単独	中部	回分式活性汚泥法	中部浄化センター	富士川水系東沢川		H1.11.6	H7.7.1
	特環単独	東部	オキシゲーション法	東部浄化センター	富士川水系頭佐沢川		H12.6.7	H15.10.1
市川三郷町	特環単独	六郷	オキシゲーション法	六郷浄化センター	富士川		H4.12.11	H11.7.1
早川町	特環単独	早川	好気性ろ床法	赤沢宿浄化センター	富士川水系春木川		S63.8.1	H2.4.1
身延町	特環単独	帯金・塩之沢	オキシゲーション法	帯金・塩之沢浄化センター	富士川水系金竜寺沢川		H1.8.10	H4.4.15
	公共単独	角打・丸滝	オキシゲーション法	角打・丸滝浄化センター	富士川水系南沢川		H5.7.29	H8.4.26
	公共単独	身延	土壌被覆型間接触酸化法	身延浄化センター	富士川水系蛇石沢付替水路	H5.6.18	H5.7.29	H21.6.23
	特環単独	中富	オキシゲーション法	中富浄化センター	富士川		H7.10.23	H14.7.1
昭和町	特環単独	下部	間接触酸化法	下部浄化センター	常葉川		H18.3.28	H22.10.1
昭和町	公共関連		標準活性汚泥法	甲府市浄化センター	笛吹川		H8.11.7	H10.10.1
富士河口湖町	特環単独	精進	高度処理オキシゲーション法	精進浄化センター	精進湖		H8.2.8	H11.7.1
小菅村	特環単独	小菅	オキシゲーション法	小菅多摩清流苑	多摩川水系小菅川		S57.9.20	S63.4.1
丹波山村	特環単独	丹波山	オキシゲーション法	丹波山浄化センター	多摩川(丹波川)		S57.9.20	S62.10.1
丹波山村	特環単独	鴨沢	オキシゲーション法	小河内浄化センター				
南部町								
道志村								
鴨沢村								

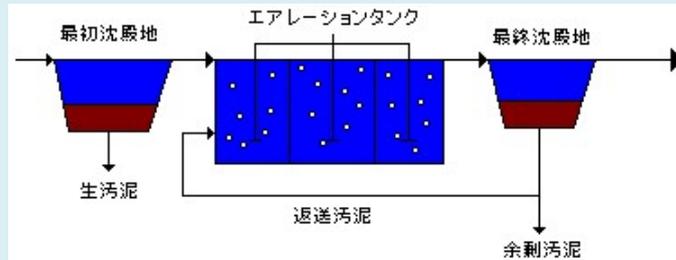
豆知識



<処理方法あれこれ>

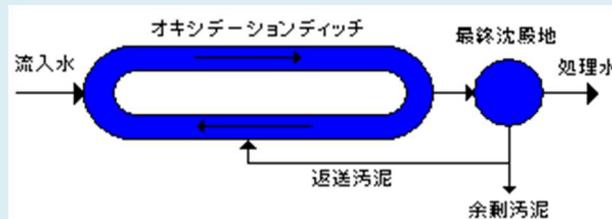
○標準活性汚泥法

エアレーションタンク内で下水と活性汚泥をエアレーションによって混合後、最終沈殿地内で、活性汚泥を沈殿分離し、上澄水を処理水として流出させる処理方法。



○オキシデーションディッチ法

最初沈殿池を設けず、機械式エアレーション装置を有する水深の浅い無終端水路を反応タンクとして、低負荷条件下で活性汚泥処理を行い、最終沈殿池で個液分離を行う一連の処理方法。

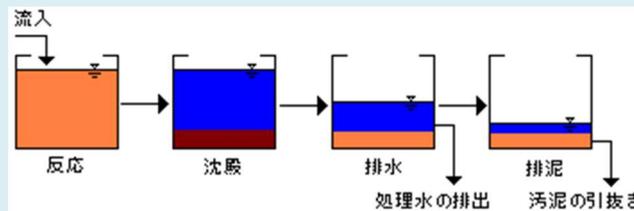


○長時間エアレーション法

エアレーションタンク内で下水と活性汚泥の混合液を長時間滞留させ、活性汚泥微生物の繁殖条件を自己の細胞質を酸化する内生呼吸期におくことにより、系外に取り出す余剰汚泥量をできるだけ減少させることを目的とした処理方法。

○回分式活性汚泥法

同一の槽内で、活性汚泥による下水の浄化と、汚泥の沈殿、処理水の放流を行う処理方法。



○嫌気好気ろ床法

水処理工程の前段に最初沈殿池の代わりに嫌気性ろ床を、後段に好気性ろ床を採用した処理方法。

○(土壌被覆型) レキ間接触酸化法

接触材(碎石)を汚水中に沈めて、下方から曝気することにより、接触材の表面に生物膜を生成させ、汚水を処理する方法。

7-2 都市下水路事業

都市下水路は、「主として市街地における下水を排除するために地方公共団体が管理している下水道（公共下水道及び流域下水道を除く。）」（下水道法第2条第5号）と定義され、終末処理場を持っていません。

【表7-2 県内の都市下水路】

都市名	水路名	施工年度	放流先	摘要
甲府市	美幸川下水路	S36～S38	沼川	S47年公共下水道に編入
	小湯川下水路	S38	小湯川	〃
	塩部下水路	S40	湯川	〃
	東光寺下水路	S42～S45	藤川	〃
	緑ヶ丘第一下水路	S46～S48	相川	〃
	塩部第一下水路	S48～S50	湯川	〃
韮崎市	向田下水路	S39～S41	塩川	
	富士見ヶ丘下水路	H1～H5	釜無川	
山梨市	神内川下水路	S52～S53	重川	S57年公共下水道に編入
	石森川下水路	S53～S54	〃	〃
甲斐市	金剛寺下水路	S48～S52	鎌田川	
	中下条下水路	S54	貢川	
	中下条下水路	H1～H8	〃	
南アルプス市	鳥沢下水路	S54～S63	滝沢川	
	小笠原下水路	S50～S61	〃	
	富士見下水路	H5～H6	〃	
	旭下水路	S50～S53	〃	
	東川下水路	S53～S55	五明川	
	宮沢下水路	H5～H11	〃	
	南川下水路	S57～S59	狐川	
	神明川下水路	S59～H3	井路緑川	
	御崎下水路	S60～S61	道鎮沢川	
	下今井下水路	S56～S59	下今井排水路	
	鏡中条下水路	S59～S63	油川	
在家塚北部下水路	S60～H11	四ヶ村堰		
昭和町	道川下水路	S51～S54	鎌田川	
市川三郷町	落合下水路	S47	鳴沢川	
	西条下水路	S48～S52	〃	
	野中下水路	S58～S61	〃	

本県における都市下水路は、5市2町により整備されており、すべてが整備を完了しています。また、一部の都市下水路は、公共下水道事業に編入されおり、都市下水路を含め、市町村が管理しています。

### 7-3 合流式下水道緊急改善事業

合流式下水道は、雨水と汚水を同一管渠によって排除するシステムであり、県内でも早くから下水道事業に取り組んできた甲府市（一部区域）を含め、全国191の都市で採用されています。

合流式下水道における雨天時の未処理下水の放流は、水質汚濁や悪臭、公衆衛生上の観点から大きな問題となっており、早急な改善対策が必要であることから、国では平成15年に下水道法施行令(昭和34年政令第147号)を改正し、分流式下水道並の汚濁負荷とすること、未処理放流水の回数半減、夾雑物の流出防止を目標として、一定期間内（原則平成25年度まで、処理区域面積が大きい場合には令和5年度まで）の改善対策の完了を義務づけました。

甲府市においても、越流量抑制を目的とした遮集管の増強などを行っており、平成25年度の事業完了を予定しています。

### 7-4 下水道総合地震対策事業

能登半島地震、新潟県中越沖地震、岩手・宮城内陸地震、東北地方太平洋沖地震等全国各地で大規模地震が発生し、下水道に甚大な被害をもたらしています。しかし、兵庫県南部地震の被害を踏まえ耐震基準を強化した、平成9年度以前に施工された下水道施設の耐震化はまだまだ進んでいません。

下水道の地震による被災は、トイレの使用不可能、水道水源の汚染となるばかりでなく、マンホールの浮上や道路陥没による交通障害の発生等、住民の生活・財産、社会経済活動に重大な支障をきたすことになります。

県内の市町村では、重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた、総合的な地震計画を策定し整備を行っています。

【表7-3 県内市町村の地震計画策定状況（令和2年3月）】

計画策定済市町村
甲府市、富士吉田市、山梨市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、甲州市、中央市、市川三郷町、富士川町、忍野村、山中湖村(12市町村[8市2町2村])

## 7-5 過疎地域市町村公共下水道県代行事業

過疎地域自立促進特別措置法第15条に基づき、過疎地域における、財政力・技術力が十分でない市町村に代わって、都道府県が公共下水道の根幹的施設である幹線管渠、終末処理場などの建設を行うことができる制度で、下水道の普及促進に大きな役割を果たしています。

本県の実施状況は、平成6年度に甲州市（旧大和村）において着手して以来、甲州市（大和处理区）、北杜市（須玉第一処理区・明野処理区・武川処理区）、身延町（中富処理区・下部処理区）、富士河口湖町（精進処理区）の4市町の7処理区で事業を実施し、全ての処理区で供用を開始しています。

## 8. 下水道の財政

### 8-1 基本的な考え方

下水道事業を執行、運営していくためには、建設費及び維持管理費が必要となってきます。それぞれの財源は、下水道の種類によって多少異なりますが、以下にあげる内訳となります。

建設費の財源 = 補助金（国又は都道府県）、地方債  
受益者負担金・・・等

維持管理費の財源 = 下水道使用料、一般会計からの繰入金・・・等

【表 8-1 下水道事業の種類と財源】

種類	建設費	維持管理費
公共下水道及び 特定環境保全公 共下水道	国費 市町村費 地方費 地方債 都道府県費 受益者負担金	下水道使用料 一般会計繰出金
流域下水道	国費 地方費 { 都道府県費 市町村負担金 地方債	都道府県費 市町村負担金 { 下水道使用料 一般会計繰出金
特定公共下水道	国費 市町村費 地方費 地方債 企業負担 受益者負担金	下水道使用料 一般会計繰出金
都市下水路	国費 地方費 { 市町村費 地方債 都道府県費	一般会計繰出金

## 8-2 建設費

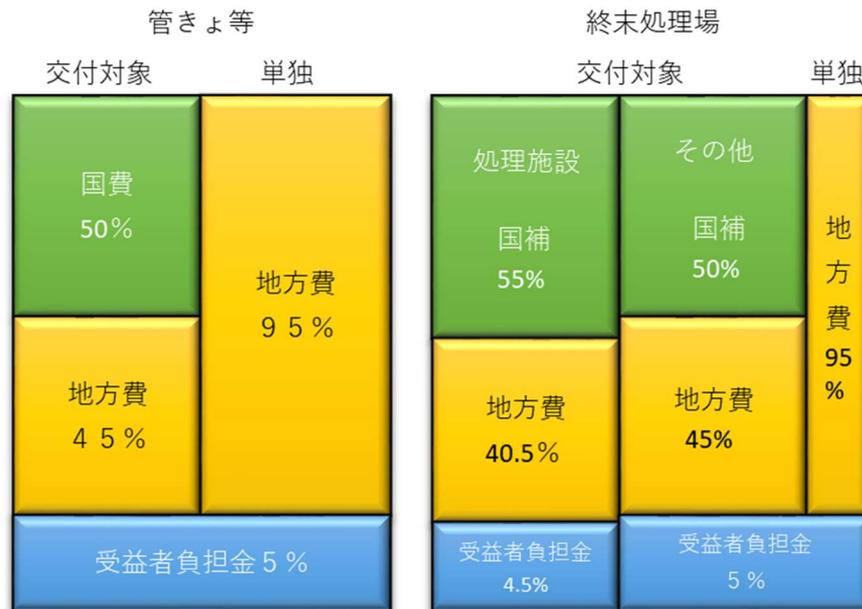
### 1) 建設財源のしくみ

流域下水道事業のうち、建設、改築、更新に係るものについては、国の交付金を活用しており、国費は管渠が事業費の1/2、処理場が事業費の2/3又は1/2となっており、残りを県と関連市町村が1/2ずつ負担しています。また、維持管理に係るものは、全額流域関連市町村の負担金により行っており、県単独事業については、県と関連市町村が1/2ずつ負担しています。



【図8-1 流域下水道の建設財源】

次に狭義の公共下水道の建設財源のしくみをみると下図の通りとなっています。



【図8-2 公共下水道（狭義）の建設財源】

管きよ等（ポンプ施設含む）、終末処理場の施設別に、国から国費が交付される事業（補助事業）と市町村の財源のみで行う事業（単独事業）に分かれています。終末処理場の整備財源は、ほとんどが補助事業となっていますが、管きよ等の整備財源には単独事業も多くなっています。これは、補助事業となる基準が幹線管きよ、雨水ポンプ場などの主要な施設に限定されているため、末端の枝線管きよが補助の対象とならないためです。補助事業のうち、国費が交付される割合は、その一部であり、残りは地方費と受益者負担金等となっています。単独事業は、地方費と受益者負担金等で賄われています。

## 2) 国費

下水道は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上、また、公共用水域の水質を保全するうえで基幹的な施設であることから、早急に整備をする必要があります。そのため、国は、地方公共団体が行う下水道事業に対し、その建設費の一部を補助することとし、その国費は、下水道法第34条に基づき交付されています。

## 3) 地方費

地方費とは、地方公共団体が、建設事業に必要な資金などを調達するために借り入れる、長期借入金のことです。地方費による資金調達の利点には、以下のことがあげられます。

- ①事業を行う場合の財政負担の年度間調整を図りながら、計画的・効率的な財政運営ができる。
- ②元利償還が長期となるため、負担を繰り延べることができ、毎年度の負担が少額となる。

これにより、現在の利用者だけではなく、将来の利用者にも負担を分散することが可能となり、利用者世代間の負担の公平を図ることができます。

しかしながら、将来の元利償還費の負担が、財政を圧迫する要因となりやすいため、その発行にあたっては、事業の効果や優先順位を考慮し、健全な経営を図っていくことが必要です。

## 4) 受益者負担金

受益者負担金は、特定の事業により著しく利益を受ける者に対して、その利益を受ける限度において、事業費の一部を負担させようとするものです。

公共下水道事業においては、以下の理由により受益者負担金制度を採用しています。

- ①下水道が整備されることにより、利益を受ける者の範囲が明確であること。
- ②下水道が整備されることにより、その地域の環境が改善され、未整備地区に比べて利便性や快適性が著しく向上し、結果、当該地域の土地の資産価値を増加させること。
- ③早期に受益するものに相応の負担を求めることは、負担の公平という観点から適当であること。

この制度は、都市計画法第75条に基づき、当該市町村がその負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法等について条例で定めることとなっており、市町村における下水道事業の特定財源として、重要なものとなっています。

## 5) 下水道整備に関する国からの交付金

### ① 汚水処理施設整備交付金（地域再生基盤強化交付金）

平成17年度「地域再生法」が施行され、地域における経済基盤の強化や、生活環境の整備の為の事業に対し交付される、「地域再生基盤強化交付金」が創設されました。

同交付金のうち、汚水処理施設整備交付金制度は、国土交通省、農林水産省、環境省所管の汚水処理施設を、相互に事業進度を調整しながら整備することによって、効率的な汚水処理施設の普及促進を図る制度となります。

県内では、平成17年度に10市町で事業に着手し、令和2年度は5市で事業を行っています。

### ② 社会資本整備総合交付金

平成22年度に地方公共団体が行う社会資本整備について、これまでの個別補助金が原則廃止され、基幹となる事業（基幹事業）の実施のほか、これと合わせて、関連する社会資本整備や基幹事業の効果を一層高めるための事業（関連社会資本整備事業、効果促進事業）を一体的に支援した、「社会資本整備総合交付金（社資交）」が創設されました。

社資交には未普及対策事業などを行う社会資本整備総合交付金（一般）と（重点計画）があり、長寿命化事業や地震対策などを行う防災・安全交付金（一般）と（重点計画）に分けられ、それぞれ事業の特色に合わせ交付金毎の整備計画を立て事業を実施しております。

## 6) 下水道整備に関する県からの補助制度

### ① 公共下水道普及促進費補助制度

下水道事業は、多大の投資と長い年月を要する事業であり、財政力の脆弱な市町村にとっては、厳しい財政負担となります。

こうした状況の中、本県においては市町村の行う下水道事業に対し、県費の助成を行い、積極的に事業の推進を図っています。

## 8-3 維持管理費

### 1) 公共下水道の使用の基本的な考え方

公共下水道の使用は、公の施設（地方自治法第244条）の一般使用と解されますが、最も特徴となるところは、公共下水道が供用開始された場合、その地域の住民は、公共下水道の利用を強制され、使用の義務が生じるということです。（下水道法第10条）

### 2) 負担の原則

下水道の維持管理費の負担は、基本的には、汚水処理に要する経費を下水道使用者が水量・水質に応じて下水道使用料という形で負担し、雨水処理に要する経費を、公費で負担するという「汚水私費、雨水公費負担の原則」に基づき負担されることとなります。

### 3) 下水道使用料

汚水私費負担の原則を踏まえ、公共下水道管理者が下水道法第20条に基づき条例を制定し、下水道使用料を下水道使用者から徴収し、下水道施設の維持管理経費に充当します。

### 4) 流域下水道維持管理負担金

下水道法第31条の2第1項により、「都道府県は、当該流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。」とされており、本県においても、流域下水道の維持管理費は関連市町村が利益を受ける限度において負担しています。

関連市町村は、流域下水道維持管理負担金を、関連公共下水道の使用料対象経費に含め、前述の下水道使用料として使用者から徴収しています。

8-4 使用料制度の状況

下水道使用料制度の状況（一般用）

令和2年4月1日現在

市町村名	上水道使用料 円/m <sup>3</sup> (税抜き)	下水道使用料(単価) 円/m <sup>3</sup> (税抜き)	下水道使用料 円/2ヶ月 (40m <sup>3</sup> 使用時) (税込み)	下水道使用料備考
甲府市	134	111	4,862	基本料金2ヶ月1,012円、追加使用料1～20m <sup>3</sup> :77円/m <sup>3</sup> 、21～40m <sup>3</sup> :115円/m <sup>3</sup> (税込み)(円未満切り捨て)
富士吉田市	71	83	3,615	基本料金2ヶ月1,650円(20m <sup>3</sup> まで)、超過料金21～100m <sup>3</sup> :85円/m <sup>3</sup> (税抜き)(算定料金端数5円以上10円未満は5円とする)
都留市	103	110	4,750	水道使用量はメーター使用料を含む(不可分) 下水道基本料金2ヶ月2,200円(20m <sup>3</sup> まで)、超過料金21～100m <sup>3</sup> :110円/m <sup>3</sup> (税抜き) ※請求時は10円未満切り捨て
山梨市	136	115	5,082	基本料金1ヶ月1,040円(10m <sup>3</sup> 以下)、超過料金11～20m <sup>3</sup> :127円/m <sup>3</sup> (税抜き)
大月市	166	120	5,280	基本料金1ヶ月1,500円(10m <sup>3</sup> 以下)、超過料金11～20m <sup>3</sup> :90円/m <sup>3</sup> (税抜き)
韮崎市	109	88	4,247	基本料金2ヶ月1,925円(20m <sup>3</sup> まで)、超過料金21～60m <sup>3</sup> :116円/m <sup>3</sup> (税込み)
南アルプス市	114	78	3,348	基本料金2ヶ月1,500円(20m <sup>3</sup> まで)、超過水量に応じて超過分徴収(10m <sup>3</sup> 超過:800円、20m <sup>3</sup> 超過1,600円)(税抜き)
北杜市				
旧高根町	100	105	4,520	基本料金1ヶ月1,000円(10m <sup>3</sup> まで)、超過料金11～30m <sup>3</sup> :110円/m <sup>3</sup> (税抜き)
旧長坂町	100	105	4,520	
旧須玉町	100	105	4,520	
旧明野村	100	105	4,520	
旧大泉村	100	105	4,520	
旧小淵沢町	100	105	4,520	
旧武川村	50	105	4,520	
甲斐市				
旧竜王町、旧双葉町	108	78	3,410	基本料金1ヶ月750円(10m <sup>3</sup> まで)、超過料金11～20m <sup>3</sup> :80円/m <sup>3</sup> (税抜き)
旧敷島町	134	78	3,410	
笛吹市	112	96	4,752	基本料金2ヶ月1,920円(20m <sup>3</sup> まで、税抜き)、超過料金21～50m <sup>3</sup> :120円/m <sup>3</sup> (税抜き)
上野原市	166	130	5,616	基本料金1ヶ月1,500円、1～20m <sup>3</sup> :55円/m <sup>3</sup> (税抜き)
甲州市	135	105	4,656	基本料金1ヶ月998円(10m <sup>3</sup> まで)、11～25m <sup>3</sup> :133円/m <sup>3</sup> (税相当額込み)
中央市				
旧玉穂町	134	100	4,320	基本料金1ヶ月900円(20m <sup>3</sup> まで)、21～60m <sup>3</sup> :110円/m <sup>3</sup> (税抜き)
旧田富町	107	100	4,320	
市川三郷町				
旧三珠町	77	75	3,970	基本料金1ヶ月826円(10m <sup>3</sup> まで)、11～50m <sup>3</sup> :105円/m <sup>3</sup> (税込み)
旧市川大門町	100	75	3,970	
旧六郷町	77	90	3,960	
早川町	71	225	9,900	上水道(世帯割4,000+水質検査7,000+人口割2000×3人)÷240m <sup>3</sup> ※1ヶ月で20m <sup>3</sup> 1年で240m <sup>3</sup> 使用人数は3人 下水道単価(基本料金3,000+世帯割500×3人)÷20m <sup>3</sup> ※1ヶ月で20m <sup>3</sup> 使用人数は3人 下水道使用料(基本料金3,000+世帯割500×3人)×1.1×2ヶ月 ※使用人数は3人 1.1は消費税 2ヶ月分
身延町	118	115	4,620	基本料金1ヶ月900円(10m <sup>3</sup> まで)、超過料金11～20m <sup>3</sup> /月:120円/m <sup>3</sup> (税抜き)、10円未満端数切り捨て
富士川町	99	99	4,340	基本料金1ヶ月880円(10m <sup>3</sup> まで)、超過料金11～40m <sup>3</sup> /月:110円/m <sup>3</sup> (税抜き)
昭和町	109	120	4,840	基本料金2ヶ月2,000円(20m <sup>3</sup> まで)、超過料金21～60m <sup>3</sup> :120円/m <sup>3</sup> (税抜き)
西桂町	60	95	4,100	基本料金2ヶ月1,900円(20m <sup>3</sup> まで)、超過料金21～100m <sup>3</sup> :95円/m <sup>3</sup> (税抜き)
忍野村	50	60	2,750	基本料金2ヶ月1,200円(20m <sup>3</sup> まで)、超過料金21m <sup>3</sup> 以上:65円/m <sup>3</sup> (税抜き)
山中湖村	47	68	2,916	基本料金2ヶ月1,300円(20m <sup>3</sup> まで)、超過料金21m <sup>3</sup> 以上:70円/m <sup>3</sup> (税抜き)
富士河口湖町				
旧上九一色村以外	44	80	3,450	基本料金2ヶ月1,500円(20m <sup>3</sup> まで)、超過料金21～100m <sup>3</sup> :85円/m <sup>3</sup> (税抜き)、10円未満切り捨て
旧上九一色村	100	150	7,560	
小菅村	43	117	5,040	下水道使用料は、1世帯3人とした場合の金額 下水道使用料は、世帯人数による(水量によらない) 1人/世帯:1,340円/月 2人/世帯:1,930円/月 3人/世帯:2,520円/月 4人/世帯:2,660円/月(税込み)
丹波山村	30	57	2,592	基本料金1ヶ月1,200円(20m <sup>3</sup> まで)、超過料金21m <sup>3</sup> 以上:90円/m <sup>3</sup> (税抜き)

8-5 受益者負担金の状況

受益者負担金の状況（1）

令和2年4月1日現在

市町村名	受益者負担金額	備考
甲府市	東部264.38円/m <sup>2</sup> 西部267.87円/m <sup>2</sup> 市街化調整区域401.72円/m <sup>2</sup> 峡東流域関連(旧中道町) 280.00円/m <sup>2</sup>	西部地区は相川、荒川以西 都市計画法第75条
都留市	水道口径 20mm以下 130,000円 25以上40未満 210,000円 40mm以上 520,000円	都市計画法第75条 地方自治法第224条
山梨市	旧山梨市 330円/m <sup>2</sup> 旧牧丘町 104円/m <sup>2</sup>	都市計画法第75条 地方自治法第224条
大月市	水道口径 20mm以下 135,000円 25以上30以下 270,000円 40以上50以下 810,000円 75mm以上 2,000,000円	都市計画法第75条 地方自治法第224条
韮崎市	310円/m <sup>2</sup>	都市計画法第75条
南アルプス市	310円/m <sup>2</sup>	都市計画法第75条
北杜市	旧高根町清里駅前処理区 戸割+地積割 戸割: 営業用加入 100万円/1口 一般用加入 50万円/1口 地積割: 900円/m <sup>2</sup> 共同住宅・別荘: 50万円/1戸  旧高根町他処理区 戸割: 20万円/1枳 30万円/1枳(別荘)  旧長坂町 戸割: 15万円/1枳 別荘等: 30万円/1枳  旧須玉町 戸割: 20万円/1枳 旧明野村 戸割: 30万円/1枳 旧大泉村 戸割: 16万円/1枳 旧武川村 戸割: 13.5万円/1枳 旧小淵沢町 戸割: 18万円/1枳	地方自治法第224条
甲斐市	310円/m <sup>2</sup>	都市計画法第75条
笛吹市	330円/m <sup>2</sup>	都市計画法第75条
上野原市	水道口径 20mm以下 135,000円 25以上30未満 285,000円 40以上50未満 940,000円 75mm以上 2,840,000円	都市計画法第75条 地方自治法第224条

## 受益者負担金の状況（2）

令和2年4月1日現在

市町村名	受益者負担金額	備考
甲州市	旧塩山市 330円/m <sup>2</sup> 旧勝沼町 300円/m <sup>2</sup> 旧大和村 戸割:8万円/1口	都市計画法第75条 地方自治法第224条
中央市	310円/m <sup>2</sup>	都市計画法第75条
市川三郷町	旧三珠、市川大門町 310円/m <sup>2</sup> 旧六郷町 戸割:15万円/1口	都市計画法第75条 地方自治法第224条
早川町	戸割:10万円/1口	地方自治法第224条
身延町	戸割:20万円/1世帯又は規則で定める1単位 (15人まで)	都市計画法第75条 地方自治法第224条
富士川町	310円/m <sup>2</sup>	都市計画法第75条
昭和町	310円/m <sup>2</sup>	都市計画法第75条
西桂町	水道口径 30mm以下 300,000円 (一般家庭)	都市計画法第75条 地方自治法第224条

受益者負担金制度の無い市町村

富士吉田市、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村

豆知識



下水道の接続工事費用については、補助制度や融資制度があります。

～下水道接続に関するお問い合わせは、お住まいの市町村下水道担当窓口へ～

## 9. 参考資料

### 9-1 下水道事業の執行体制

#### 1) 県の執行体制

##### 1. 本庁

〒400-8501

甲府市丸の内1丁目6-1 TEL 055-223-1725

FAX 055-223-1729

所 属 名	担当名	主 な 担 当 業 務
県土整備部 都市計画課 下水道室	計画管理担当	○流域下水道の維持管理 ○下水道の普及促進
	事業担当	○流域下水道, 公共下水道の 認可事務及び事業の指導

##### 2. 出先機関

〒406-0035

笛吹市石和町広瀬785 TEL 055-261-3381

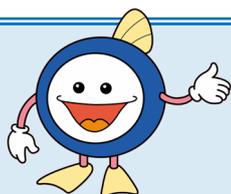
FAX 055-261-3384

所 属 名	担 当 名	主 な 担 当 業 務
流域下水道 事務所	土木施設担当	○流域下水道の土木関連施設に係る 計画、調査、設計、監督及び維持管理 ○市町村指導 ○下水道事業に係る工事契約及び用地補償 ○庶務事務
	設備担当	○流域下水道の建築・設備等に係る 計画、調査、設計、監督及び管理

## 2) 市町村の執行体制

(令和2年4月現在)

市 町 村 名	課 名	係 名	電話番号	
甲 上 府 道 市 局 下 水 道	給 排 水 課	排 水 設 備 係	055-223-7358	
		普 及 係	055-223-7356	
	下 水 道 課	計 画 課	管 理 計 画 係	055-228-3861
		下 水 道 課	整 備 係	055-223-7357
			維 持 第 一 係	055-223-7362
			維 持 第 二 係	055-223-7359
		維 持 第 三 係	055-233-7360	
浄 化 セ ン タ ー	施 設 係	055-241-0131		
富 士 吉 田 市	上 下 水 道 管 理 課	管 理 担 当	0555-22-1111	
	上 下 水 道 工 務 課	建 設 普 及 担 当		
都 留 市	上 下 水 道 課	下 水 道 管 理 担 当	0554-43-1111	
		工 務 担 当		
山 梨 市	下 水 道 課	工 務 担 当	0553-20-1339	
		管 理 担 当		
大 月 市	地 域 整 備 課	都 市 整 備 担 当	0554-20-1855	
韮 崎 市	上 下 水 道 課	下 水 道 担 当	0551-22-1111	
南 企 ア ル プ ス 市 局 企 業	下 水 道 課	総 務 管 理 担 当	055-282-6409	
		下 水 道 整 備 担 当		
北 上 杜 道 市 局 下 水 道	上 下 水 道 総 務 課	総 務 担 当	0551-42-1342	
		営 業 担 当		
	上 下 水 道 施 設 課	計 画 担 当	0551-42-1343	
	上 下 水 道 維 持 課	南 部 担 当	0551-42-1344	
北 部 担 当				
甲 斐 市	下 水 道 課	下 水 道 総 務 係	055-278-1670	
		下 水 道 施 設 係		
笛 吹 市	下 水 道 課	施 設 担 当	055-261-3347	
		管 理 担 当		
	業 務 課	総 務 担 当	055-261-3345	
上 野 原 市	生 活 環 境 課	下 水 道 担 当	0554-62-3114	
甲 州 市	上 下 水 道 課	下 水 道 担 当	0553-32-5078	
中 央 市	下 水 道 課	下 水 道 担 当	055-274-8555	
市 川 三 郷 町	生 活 環 境 課	下 水 道 係	055-272-6092	
早 川 町	町 民 課	環 境 担 当	0556-45-2518	
身 延 町	環 境 上 下 水 道 課	下 水 道 担 当	0556-42-4811	
南 部 町	水 道 環 境 課	水 道 環 境 係	0556-66-3407	
富 士 川 町	上 下 水 道 課	下 水 道 担 当	0556-22-7204	
	土 木 整 備 課	整 備 計 画 担 当	0556-22-7203	
昭 和 町	下 水 道 課	工 務 係	055-275-8356	
		管 理 係		
道 志 村	産 業 振 興 課	浄 化 槽 担 当	0554-52-2114	
西 桂 町	建 設 水 道 課	下 水 道 係	0555-25-2121	
忍 野 村	環 境 水 道 課	下 水 道 係	0555-84-7781	
山 中 湖 村	建 設 水 道 課	水 道 グ ル ー プ	0555-62-9974	
鳴 沢 村	住 民 課	生 活 環 境 係	0555-85-3082	
富 士 河 口 湖 町	水 道 課	下 水 道 係	0555-72-1620	
小 菅 村	源 流 振 興 課	下 水 道 係	0428-87-0111	
丹 波 山 村	振 興 課	下 水 道 係	0428-88-0211	



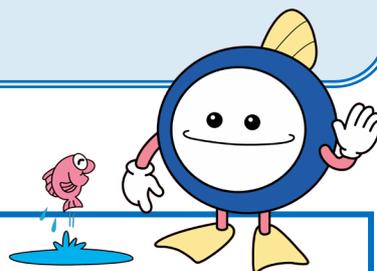
## 下水道への接続のお願い



下水道施設は、整備するだけでは意味がありません。  
整備された施設に接続し、使用されてはじめて、意味のある施設となります。  
本県の水洗化率は、89%（平成31年3月時点）であり、未だ、11%の方々が、下水道を使用されていないこととなります。

子どもの頃、裸足のまま、近くの川で遊んだ記憶はありませんか。

今の子どもたちにも、自然にふれあえる水環境を与えられるチャンスです。  
多くの方々の「下水道につなごう」の気持ちが、大事な一歩となります。  
素晴らしい水環境を次世代へ残すため、下水道施設の有効利用に協力をお願いします。



山梨県の下水道  
山梨県県土整備部都市計画課下水道室  
令和2年4月発行

〒400-8051 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号  
北別館3階

T E L 055-237-1111（代表）

計画管理担当 055-223-1725（直通）

事業担当 055-223-1727（直通）

F A X 055-223-1729

E-mail gesuido@pref.yamanashi.lg.jp

U R L <http://www.pref.yamanashi.jp/gesuido/index.html>

CLICK

